

こ支虐第 431 号
令和 6 年 11 月 29 日

各

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長

 殿

こども家庭庁支援局長

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の
公布等について（通知）

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第 107 号。以下「改正府令」という。）については、本日、公布され、一部同日から施行されることとなったところである。

改正令の概要について、下記のとおりとするので、十分御了知の上、管内の市区町村に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づき設置される一時保護施設における職員配置等の基準については、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「一時保護施設基準」という。）に従い、各都道府県等で条例を制定して定めることとされているところ、附則において、職員及び夜間の職員配置に関する経過措置として、令和 8 年 3 月 31 日まで一時保護施設基準によらないことができ、この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の規定を準用することとしているところ。

これについて、今般、令和 6 年度の地方分権改革に係る提案募集において、一時保護施設基準のうち職員の配置に係る基準（以下「職員配置基準」という。）の経過措置期間を 2 年間から 5 年間に延長することに係る提案があったところ、児童福祉司等の人員増や児童相談所及び一時保護施設の新設によって、心理療法担当職員などの専門職人材の確保が困難となっていることや、ユニット化による夜間の職員配置の増員など積極的な取組を進めている自治体においては一時保護施設基準の施行と相まって大幅な必要職員数の確保が必要となっている状況

も一部にはあることを踏まえ、自治体において創意工夫を行ってもなお職員配置基準を満たす職員の確保が著しく困難な事情がある場合に、一定の条件のもと、施行の日から5年以内の経過措置の延長を認めることとするものである。

なお、一時保護施設基準については、一時保護されるこどもが、保護者からの虐待等により心身が傷ついた状態にあることや、家庭からの急な分離等から大きな不安を抱え、緊張状態にあることが多い中で、従来の一時的保護施設に対する基準が十分でなかったことを踏まえて制定したものである。一時保護施設は、このようなこどもたちがその安全が確保されるまでの間入所する場所であり、心理療法担当職員の配置によるこども一人一人の状況に応じた心理的ケアの実施も含め、安心して生活できる環境を早急に整備していくことが必要であり、引き続き、早急に職員配置基準を満たす体制整備に努めていただくようお願いする。

第二 改政府令の主な内容

1 改正の概要

一時保護施設基準の附則第3条を改正し、一時保護施設の職員の確保につき創意と工夫を行ってもなお一時保護施設基準を満たす職員の確保は著しく困難な事情がある場合であって、職員の確保に係る計画を策定したときは、条例で定めるところにより、一時保護施設基準の施行の日から起算して5年を超えない範囲で、経過措置の期限を延長することができることとした。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和6年法律第53号）により、「栄養士法」（昭和22年法律第245号）が改正されたことに伴い、一時保護施設基準で「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」でも同要件を満たすことができるようにすることとした。

2 附則第3条関係

（1）「創意と工夫」の内容

改政府令中の「創意と工夫」とは、一時保護施設の職員の確保につき、従来通りの採用活動等を実施するだけでなく、例えば、大学や養成学校等へのリクルート活動や児童相談所の見学会、採用試験の多様化・柔軟化、職員の待遇改善など、採用のための取組を積極的に実施している場合を指すものである。

「創意と工夫」に当たる取組の判断基準を具体的に示す予定はないが、今般の改正の趣旨に照らして、各都道府県等において適切に判断いただきたい。

（2）「職員の確保に係る計画」の策定

改政府令は、現行の経過措置期限を延長するにあたって、一時保護施設の職員の採用に係る計画（以下「採用計画」という。）を策定する必要があることを規定している。採用計画の様式及び記載事項等については、こども家庭庁から指定する予定はないが、例えば、「不足している職種・職員数、それに対する各年度の採用見込数」や「職員の採用、確保に向けた取組」等が具体的に記載さ

れていることが望ましい。また、採用計画策定後、計画の進捗状況等について定期的に評価するなど、採用計画の遂行状況の確認も併せて行うこと。

経過措置期限の延長をする場合は、令和7年3月31日までに制定を要する一時保護施設に関する条例において、延長後の期限も定めていただくことを想定しているところであり、原則として令和7年3月31日までに採用計画を策定していただく必要がある。

なお、各都道府県等において、令和7年4月1日以後に、令和8年4月1日以降の当該都道府県等の一時保護施設について、職員配置基準を満たす人員配置ができない蓋然性が高く、経過措置を延長する必要があると判断された場合には、採用計画を定めた上、令和8年3月31日までの間に条例改正が必要であるため、遺漏なき対応をお願いする。

また、採用計画のこども家庭庁への提出は不要である。採用計画の公表については、各都道府県等において判断いただきたい。

(3) 条例による経過措置期限の延長及びその期限

改政府令では、延長可能な経過措置期限の期限については、一時保護施設基準の施行の日から起算して5年を超えない日としている。すなわち、令和11年3月31日までに職員配置基準を満たされたい。

一時保護施設に入所するこどもたちは身体的、精神的に傷ついていることが多く、その子たちが安心して生活できる環境、傷ついた心身に対して十分なケアができる体制を一刻も早く整える必要があるため、延長する期限についても必要最小限なものとなるようにご留意いただきたい。

なお、本改政府令で定める経過措置期限以上の延長は検討していないため、本期限内に職員配置基準を満たす職員配置等を実施できるよう、取り組みを進められたい。

3 第18条関係

第18条第1項中において、「栄養士」の配置等を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加することとする。

第三 公布・施行日

公布日：令和6年11月29日

施行日：附則第2条及び第3条関係 公布日（令和6年11月29日）

第18条関係 令和7年4月1日